次世代育成支援対策推進法並びに女性活躍推進法に基づく行動計画

社会福祉法人　こもはら福祉会

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、また社員の働き方を見直し、特に女性社員の継続就労者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次の様に行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和６年４月１日～令和10年３月31日

２．内容

目標１：有期契約労働者を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を１人当たり平均年間14日（または70%以上）とする。

＜対策＞

●令和６年４月１日～　雇用管理区分（正職員及び正職員以外）別に年次有給休暇の取得状況を毎月把握するとともに、各部署において取得状況の悪い職員に対しヒアリング等を行い、利用促進を促す。

●令和６年４月１日～　計画的な取得に向けた取組みについて各部署の幹部会にて徹底する。

●令和６年４月１日～　有給休暇の取得促進に向けた周知文書を作成し、取得に対する罪悪感や気兼ねを払拭させる工夫を行う。

目標２　：計画期間内に新規採用した女性職員のうち、１年以内の短期離職率を5%へ引き下げる。

＜対策＞

●令和６年４月１日～　男性職員も含めて育児休業が取得できること、育児休業中の社会保険料免除など、制度の周知を図るとともに、取得希望者の個別相談に対応する。

●令和６年４月１日～　正職員および正職員以外の職員とも、育児休業、介護休業、時間外・深夜業の制限措置、所定労働時間の短縮措置等の適用を受けられることを周知・徹底する。

●令和６年４月１日～　各部署に設置する雇用管理に関する相談窓口をオープンにし、女性職員を中心とする職員の不満や悩み等について積極的に関わることで問題解決のサポートを行い、短期離職を阻止する。